

暴風・大雨・洪水警報、特別警報等発表時及び解除時の対応基準

森町教育委員会
令和3年4月1日から実施

時	状 況	対 応 基 準 の 内 容	留 意 事 項
登校・登園	(1) 午前6時30分の時点で暴風、大雨、洪水警報(以下、警報)のうち一つ以上発表されている。または特別警報が発表されている場合	○ 自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町内の同報無線で自宅待機の放送を行う。 ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。
	(2) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除された場合	○ 登校・登園	
	(3) 午前8時30分までに警報または特別警報が解除されなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森中学校区は原則として休校 ○ 全幼稚園は休園 ○ 旭が丘中学校区は引き続き自宅待機 	
	(4) 午前11時までに警報または特別警報が解除されなかった場合	○ 旭が丘中学校区は原則として休校	
	(5) 午前11時までに警報または特別警報が解除された場合	○ 旭が丘中学校区は登校	
在 校 ・ 在 園	登校後、警報または特別警報が発表された場合	○ 平常通りの授業・保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・園で待機し、安全確保を徹底する。
下 校 ・ 降 園	(1) 台風の進路等により、警報または特別警報が出されると予想される場合	○ 早めに下校・降園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(2) 終業時刻以前に、警報または特別警報が解除された場合	○ 平常通り下校・降園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全を確認後、下校させる。
	(3) 終業時刻以降も、警報または特別警報が解除されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校待機 ・ 状況を見て保護者へ引き渡し ・ 職員の引率による集団下校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連絡を密にする中で、安全を最優先して実施する。

※ 大規模停電により電話やメールが利用できない場合は、教育委員会が校長会と対応を協議して決定し、同報無線で放送する。

※ 大雨・土砂災害警戒情報等発表時及び解除時の対応については、令和元年に園・校ごとに策定した「避難確保計画」に基づいた行動をする。